



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月12日金曜日 第113号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	456
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	(") ...	456
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	456
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	457
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	457
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	458
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	458
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	458
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	458
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	458
土地改良区役員就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	458
道路の供用開始(県道長月城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	459
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課) ...	459

公 告

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務.....	(医療対策課) ...	461
争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	462
電子黒板の購入.....	(会計課) ...	462

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
おおぞら病院	松山市六軒屋町4番20号	医療法人同仁会	精神通院医療	令和2年6月1日
樽屋おかもと薬局	今治市馬越町1丁目2番29号	有限会社岡本薬局	精神通院医療(薬局)	令和2年6月1日
みんなの薬局	西条市大町1695-4	合同会社HY	精神通院医療(薬局)	令和2年6月1日

○愛媛県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
南高井訪問看護ステーション	松山市南高井町333番地	松山市南高井町320-1	令和2年5月18日

○愛媛県告示第678号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に

基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス若水店 新居浜市若水町1丁目甲492-2 外
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山 英昭
(4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年1月30日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,541.45平方メートル
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 45台 イ 駐輪場の収容台数 10台 ウ 荷さばき施設の面積 27平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル
(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和2年5月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から

1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第679号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: 実施者, 地域, 調査期間, 成果の名称. Rows include 宇和島市 (高串の一部) and 西条市 (中野の一部・黒瀬の一部).

2 認証年月日

令和2年6月12日

○愛媛県告示第680号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Rows include registration details for carbonates and phosphates.

令和8年7月26日	愛媛県第1230号	副産石灰肥料	粒状バールシエル	アルカリ分48.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
-----------	-----------	--------	----------	-----------	-------------------------------------	--------------------------------------

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第683号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年6月12日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和2年6月5日
- 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字下柳ノ内491番1の一部、493番の一部、491番1地先道及び491番1地先水路
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 104.48メートル
 - 幅員 4.00メートル、4.50メートル

○愛媛県告示第681号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第682号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成28年6月愛媛県告示第715号)による保険に付すべき義務は、令和2年6月11日限り消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

○愛媛県告示第684号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市吉藤土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月12日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第685号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月12日

愛媛県中予地方局長 東公弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第9号 令和2年6月4日	伊予郡松前町大字出作字垣根355番1	松山市北井門4丁目24番13号 Maison.de.Confort104 山田真也 山田友希

○愛媛県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月12日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	嶋津多三市	八幡浜市真網代丙360番地7
"	大下雅男	八幡浜市真網代丙648番地
"	佐々木正高	八幡浜市真網代丙243番地2

"	阿部松訓	八幡浜市真網代丙237番地1
"	古能彰	八幡浜市真網代丙702番地
"	井上佐喜男	八幡浜市穴井1番耕地35番地
"	平美久志	八幡浜市穴井3番耕地514番地
"	松本真次	八幡浜市真網代丙240番地2
"	須賀成人	八幡浜市穴井3番耕地215番地1
"	治京与三郎	八幡浜市穴井3番耕地618番地
監事	大野靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	松田幾弘	八幡浜市真網代乙334番地
"	入口和浩	八幡浜市日土町5番耕地73番地

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 幸 人	八幡浜市穴井 1 番耕地 9 番地
"	竹 内 善 一	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地
"	大 野 靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	嶋 津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地 7
"	大 本 定 一	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
"	阿 部 徳 司	八幡浜市真網代丙776番地 2
"	大 下 雅 男	八幡浜市真網代丙648番地
"	松 良 文 人	八幡浜市真網代丙224番地
"	佐々木 正 高	八幡浜市真網代丙243番地 2
"	井 上 佐喜男	八幡浜市穴井 1 番耕地35番地
"	平 美 久 志	八幡浜市穴井 3 番耕地514番地
監 事	藤 原 福 久	八幡浜市真網代丙684番地
"	須 賀 成 人	八幡浜市穴井 3 番耕地215番地 1
"	松 田 幾 弘	八幡浜市真網代乙334番地

○愛媛県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月1970番3から 同町御荘長月1657番3	令和2年6月12日

○愛媛県告示第688号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年6月12日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社鴻池組
大阪市中央区北久宝寺町3-6-1
代表取締役社長 鷲田 守弘

2 事業場の名称及び所在地

株式会社鴻池組 令和元-3年度下敷水トンネル工事
愛媛県大洲市肱川町山鳥坂地先

3 特定施設に関する事項

(1) (パッチャープラント1基)

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1-55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特 定 施 設 の 能 力	25立方メートル/時
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断続的
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	4時間
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 5,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 3 最大 3

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日
処 理 施 設 の 種 類	沈砂槽
処 理 施 設 の 型 式	-

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 1.6メートル 横 3.6メートル 高さ 2.0メートル		
処理施設の能力	10立方メートル		
汚水等の処理の方式	沈殿式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12	通常 10~12 最大 10~12
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 5,000	通常 1,000 最大 3,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1.5	通常 1 最大 1.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 225 最大 395	通常 225 最大 395

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後10日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	シクナー、脱水機
処理施設の型式	TWS - 075N 型、SE - 750型
処理施設の構造	鉄骨及び鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 8.5メートル 横 13.0メートル 高さ 3.6メートル
処理施設の能力	60立方メートル/時
汚水等の処理の方式	pH中和+凝集沈殿+脱水

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12	通常 6.5~8.5 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 3,000	通常 25 最大 70
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1.5	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 225 最大 395	通常 225 最大 395	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 70
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 169 最大 339	

公 告

○ 公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務

(2) 業務内容

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期限

令和3年3月31日

2 参加資格、選定項目及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための項目

ア 1で示した業務及び運用に係る組織体制等

イ 1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 組織体制等

1で示した業務及び運用に係る組織体制等

イ 実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

ウ 業務計画

1で示した業務に関する理解度及びシステムの構築に係るスケジュールの妥当性

エ システムの開発方針

システムの構成の妥当性及び拡張性並びに提案された機能及び仕様の妥当性

オ システムの運用及び保守管理の体制等

システムの運用及び保守管理の体制並びに情報セキュリティ対策の妥当性

カ コスト

システムの再構築、運用及び保守管理に係るコストの経済性並びに費用削減に係る提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課救急・災害医療グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2450

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和2年6月12日（金）から23日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年6月23日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年7月22日（水）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課救急・災害医療グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2450

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Reconstruction of Information System for Disasters and Medical Emergencies and others , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 23 June 2020
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 22 July 2020

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact : Emergency Disaster Medical Group , Medical Service Measures Division , Social Welfare and Medical Service

Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2450

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年6月2日あったので公表する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 令和2年度夏季一時金に関する事項
- 2 日時 令和2年6月18日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
電子黒板の購入
 - (2) 購入物品名及び数量
電子黒板 280セット
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
 - (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
 - (4) 納入期限
令和3年3月31日(水)
 - (5) 納入場所
愛媛県立小松高等学校ほか19校
 - (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般

競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
 - (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156
 - (2) 入札書の受領期限
令和2年7月27日(月)午前9時から同月28日(火)午前9時59分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和2年7月28日(火)午前10時
愛媛県庁第二別館5階 入札室
 - 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和2年7月17日(金)午後5時
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約の成立
この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。
 - (7) 契約保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
 - (8) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Interactive Projector , 280
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 28 July 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies
Procurement Section , Accounting Division , Treasury
Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho ,
Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156